

議案第 6 5 号

かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金条例の制定について

かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金条例

(設置)

第 1 条 再編関連訓練移転等交付金交付要綱（平成 2 9 年防衛省訓令第 2 6 号）に基づき交付される再編関連訓練移転等交付金を財源として、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成 1 9 年政令第 2 6 8 号。以下「令」という。）第 2 条に規定する事業を行うため、かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用受益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、令第2条に規定する事業であって2年度以上にわたり継続する事業のうち、規則で定める事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。